



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等  
及び市有施設の休館に関する指針」の改正について



ターゲット 3.3

令和2年5月8日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」  
について、5月7日に、別紙のとおり改正いたしました。



市ウェブサイト  
こちらからアクセスできます。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/covid19/23695.html>

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等  
及び市有施設の休館に関する指針（5月7日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においてはこれまで、2月20日の本指針の策定以来、随時、国及び福島県の基本方針を踏まえた見直しを行い、市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきたところである。

今般、国においては5月4日に、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長するとともに、基本的対処方針の見直しを行った。この方針と福島県が5月5日に策定した福島県の対処方針を踏まえ、市主催等のイベント開催及び市有施設の開館等については、次のとおりとする。

2 市有施設の休館について

令和2年5月31日まで市有施設は、市民生活に直接影響のある行政機能を有する施設等を除き、原則としてすべて休館とする。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

- ① クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(\*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期とする。

- ② イベント等に参加する人員が最大でも50人未満の比較的少人数のイベント等については、内容や時期等を総合的に勘案し開催がやむを得ない場合に限り、適切な感染防止対策を講じた上で実施を可能とする。

(2) 比較的少人数のイベント等を開催する条件

- ① 「三つの密(\*)」の発生が想定されないこと

- ・ 人と人との間隔を2m程度確保する。
- ・ 会場面積を一人当たり4平方メートル以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保する。

- ② 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

- ③ その他、必要に応じて、「適切な感染防止対策」が講じられていること

なお、「適切な感染防止対策」は、「4 イベント等開催のための適切な感染対策」のとおり。

4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知

当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している

状態を含む)、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

## (2) 開催時等の対応

- ① 参加者や施設利用者が「三つの密(\*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ③ 多くの方が触れる場所(ドアノブなど)をこまめに消毒する。
- ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑥ イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

## (3) 主催者等によるフォロー

- ① 主催者又は施設管理者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
- ② 屋内(室内)イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

## 5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月31日までとする。

## 6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

## 7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日施行)

この指針は、令和2年5月11日から施行する。

「三つの密(\*)」：①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」